

さんぺい

輝枝

千葉市議会議員
(花見川区選出)

144号



事務所 〒262-0025
千葉市花見川区花園1-20-14

TEL 043-299-1101 <http://www.sanpei-terue.jp/>
FAX 043-299-1104 sanpei3@d3.dion.ne.jp

立憲民主・無所属千葉市議会議員団

認知症の方々の拠り所となる 成年後見制度について

皆様からの
ご意見・ご要望
お待ちしております。

一般質問

さんぺい輝枝質問 認知症の方々の拠り所となる、成年後見制度について、これまで、この推進に向けて議会で取り組んできましたが、**進捗状況はどうか。また、利用者数はどうか伺います。**

答弁 本市では、地域における権利擁護支援の中核機関として、「千葉市成年後見支援センター」を位置づけ、毎年、弁護士・司法書士・社会福祉士をはじめ、福祉・医療関係団体、家族の会等が一堂に会する協議会を開催する等、関係機関の連携強化を図っております。

本市の成年後見制度の利用者数は千葉家庭裁判所によると、令和4年10月時点で、1,632人となっております。

さんぺい輝枝質問 取組が更に推進されているという事に安心しました。

成年後見制度の利用者は、少なく感じますが、実際には必ずしも、成年後見制度を受けなければならないという訳でもないと思います。成年後見人が必要な方々に行き渡ることが必要です。

やはり、現在よりは着実に増加すると想定されます。そこで千葉市の成年後見支援センター等の相談内容はどのような内容があるのか、また多いのは何か伺います。

答弁 成年後見制度の利用の目的や種類、後見人等の具体的仕事内容、申請手続きに関するもののほか、申し立てのタイミングや書類の作成方法など、幅広い相談があります。どのような場合に使えるのかなど、実際に介護されているご家族から相談が一番多く寄せられています。

さんぺい輝枝質問 ご答弁によると、相談内容は申請手続きや、どのような時に使えるなど、そして、やはり、実際に介護されているご家族からの相談が一番寄せられているとの事でした。実際に介護をされているご家族からの相談が多いというのも納得します。

以前、市民の方から、50代のお子さんの、親御さんの認知症の状態を心配し、成年後見人になったというお話を伺って来ましたので、なるほどと思っていました。しかしながら、昨今、私に寄せられた、お話によりますと、認知症の親御さんの介護をずっと見続けてきた方は、介護事業所や病院と連携して取り組んで来たさ中に、介護をされていなかった兄弟が、成年後見の申請をして、その後、申請により、成年後見人が決まりました。●介護を身近で取り組んで来たお兄さんは、これまで成年後見制度の話は聞いた事はあっても、成年後見制度の利用そのものについて知る機会がありませんでした。加えて、ご自身が在宅介護の支援をしているので、よもや、介護をしていない兄弟から、成年後見制度の申請をしたこと自体が、信じられないと、おっしゃっていました。

別のケースでは、お姉ちゃんに介護を任せていたら、どうなるか心配と面と向かって言われて、成年後見制度の申請をされたという、在宅介護を長期間に渡り取り組んで来た方もいらっしゃいます。●しかも、成年後見人が決まっても、そのまま、お母さんの在宅介護を引き続き取り組んでいらっしゃいました。本来でしたら、兄弟で話し合う機会があればよかったですのに。とおっしゃっていました。

話し合う機会があれば、介護を身近でしてきたお兄さんや、お母さんの意向を反映できたかもしれないと思いますと、課題が見えてきました。●そこで、成年後見制度の説明をされる時に、家族又は一緒に住んでいる家族や、介護をしている家族が後見人になれない事もあるという事を、伝えているのか。●そして、一度家庭裁判所で成年後見人が選任されると、変えることができない事についても伝えるのか伺います。

答弁 ご相談があった場合には、家庭裁判所が、ご家族が抱えている法的課題や家族関係などを十分に調査したうえで、適切な後見人を選任する事になっています。そのため、配偶者やお子さんなど、ご家庭が申し立てをされた場合でも、司法書士や弁護士などの専門職を選任するケースがあることや、後見人は、家庭裁判所が正当な理由があると認められた場合にしか解任できないことを説明しております。

さんぺい輝枝質問 介護を受けているお父さんやお母さんの認知症の中での成年後見制度なので、成年後見制度そのものは、推進しなければならないと思います。



介護をしていない、別の家族からも申請はできません。

裏面へつづく

重要!!

家庭裁判所の質問と回答コーナーがありますが、その中に、次の様な質問と回答が記載されていました。

「母の後見人と名乗る方が来て、私が管理している母の通帳を引き渡すように言われました。私は母に頼まれて十数年間も管理してきましたが、後見人に引き渡さなければならないのですか。」の問いに、「**後見人には正当な権限がありますので引き渡してください。**」尚、後見人の身分については、**登記事項証明書等で確認して下さいと、回答されています。**

このようにある日突然、在宅介護等が続けてきた、あるいは在宅介護を続けている、家族に突き付けられる状況もあると、いう事を、市民の皆様には十分に確認をして頂きたいと切に願い、千葉市の働きかけに大いに期待しております。

ただし、今、ご答弁を頂きました様に、配偶者やお子さんなど、ご家族が申し立てをされた場合でも、司法書士や弁護士などの専門職を選任するケースがある事や、後見人は、家庭裁判所が正当な理由があると認めた場合にしか解任できない事を説明している事も、はっきりと分かりました。●また、ある意味、一緒に住んでいる、ご家族が申請するのであれば、かなり納得感もあるのではと強く感じます。●ご答弁の配偶者やお子さんたちの成年後見制度の申請にも、現在進行形で介護をされている方々もいらっしゃる、逆に介護を殆どしていない配偶者やお子さんたちからも、成年後見制度の申請ができます。この点が、今回私が心配な点として捉えている部分です。

ただし、相談に来られた方々への説明として取り組んでいらっしゃいます。しかしながら、相談をしている方々しか、内容が分からない。そして、分からないまでも、現実在宅介護等はつづけていらっしゃる。現に千葉市ではご答弁にもあります様に、1,600人以上、成年後見制度を利用されているとされています。殆どの方々は、成年後見制度の申請をして、良かったと感じている方々がほとんどだと思います。

しかしながら、ボタンの掛け違いと申しましょうか、申請する方が、介護を身近でされている兄弟等の、了解を得られないままにまたは、介護の仕方等に対し、十分な話し合いもなされないまま、または、勘違いして兄弟と話し合っただけで申請のための結論を出したとか、あるいは連絡の行き違いで連絡したのに何も言ってこなかったとか、申請書にそれらの事が記載されれば、それはそれで、通ってしまう事を考えますと、介護を現在進行形で続けているご家族の意向とは逆の結果になる可能性も中には、いらっしゃるのだと思います。現在進行形で在宅介護等をされているご家族においては、今、介護をしているから、一緒に住んでいない親族から成年後見制度の申請がよもや提出をされるなど考えてもいないし、思いもしなかった事例が、私の所に寄せられています。現在進行形で介護をされている方は、成年後見制度について、後々問題が発生しないように心積もりはしておくべきだと強く感じました。このような事をいうのは大変失礼かと存じますが、場合によっては、別の親族から、親御さんの預貯金を使い過ぎではないかとか、親御さんがベットから落ちてしまい、骨折されたのは介護の仕方が悪いからだなどと、在宅介護等をしていない親族から見れば、問題だと思い、成年後見制度を申請するという事にもなります。

私に寄せられた、実際に在宅介護をしている方々に対する、介護をしていない方々から見れば、立場が違えばそのような状況にいつでもなるという事だと思います。だからこそ、兄弟間や親戚間の事ではあるのですが、今、ご答弁頂きました様に、配偶者やお子さんなど、ご家庭が申し立てをされた場合でも、司法書士や弁護士などの専門職を選任するケースがあることや、後見人は、家庭裁判所が正当な理由があると認めた場合にしか解任できないことを説明しております。とのご答弁でした。

千葉市成年後見支援センターには直接または電話相談で、このことは十分に説明をさせて頂きたいと思っております。

この事例のような課題と対策についてどのように考えるのか伺います。

更に、千葉市として対策を講じていく必要があると思っております。お考えを伺います。

答弁 ご家族間の介護に対する見解に相違があり、成年後見制度の利用を躊躇することで、介護事態に支障が出たりするようなケースが実際に生じていると承知をしており、課題と認識しております。

介護を自分事として捉え、本人の権利を守るための制度であることを、ご家族が十分に認識したうえで、成年後見制度を適切に利用していただけるよう周知啓発に努めて参ります。

意見要望さんぺい輝枝 私がお示しをした課題を、認識されているとのご答弁でした。

ご答弁の様に本人の権利を守るための制度であることは、当然です。

私にお話をしてきた方々は、介護をし続けてきた方々の状況や意見を活かされずに、兄弟間で考えの行き違いが出て、介護をされていない兄弟が成年後見制度の申請をしてしまうという場合でも、成年後見人が選任されます。そうしますと、介護をしていなかった兄弟の申請が大方認められてしまう。

しかも、申請内容はほとんど、介護を続けてきた家族は、見る事はできません。

何人かの相談者の中でかろうじて申請内容を見ることができた件がありました。

千葉市の成年後見支援センターのアドバイスで、周知期間が2週間という事になっているのですが、介護をし続けてきたご家族は、その間全く申請している事を知ることはできなかったと家庭裁判所に申し立てをして、その申し立てが通り、そして申請内容を見ることができました。

その内容は、介護を続けてきた方にとりましては、はい、その通りです。とは言い難いものであったとの事でした。

が、判断が覆ることは、ありませんでしたし、この在宅介護を続けてきた方が弁護士の先生や千葉市の成年後見支援センターにこの事を相談しても、もう何もできないという説明を頂くばかりで、大変がっかりされていました。

成年後見支援センターの窓口等での説明の時だけでなく、ホームページにも、これらの事もきちんと、分かりやすく記載頂きますよう、よろしくお願い致します。

在宅介護を続けてきた側と、在宅介護をしていない側の、どちらが、成年後見制度の申請をするかによって、考え方が大きく変わってくると感じます。

